

売上高等の集計に係る消費税の 取扱いに関するガイドラインについて

令和4年7月22日

総務省政策統括官（統計制度担当）付 統計企画管理官室

第Ⅲ期基本計画における記載内容

項目	内容
第Ⅲ期基本計画 (別表)	<p>第2 公的統計の整備に関する事項</p> <p>1 国民経済計算を軸とした横断的・体系的な経済統計の整備推進</p> <p>(3) 国民経済計算及び経済統計の改善に向けた基盤整備・連携強化</p> <p>○ 改定した「統計調査における売上高等の集計に係る消費税の取扱いに関するガイドライン」について、令和元年（2019年）10月の消費税率変更及び軽減税率実施後に集計時期を迎える調査から順次導入・適用に向けた検討に着手し、引き続き取組の推進・拡大を図る。</p> <p>担当府省：関係府省 実施時期：平成30年度(2018年度)から実施する。</p> <p>○ 一次統計調査における税抜額記入の導入について、その導入可否や統一的な取扱い方針を、令和8年（2026年）経済センサス-活動調査を見据えつつ検討する。</p> <p>担当府省：総務省、関係府省 実施時期：平成30年度(2018年度)から実施する。</p>
令和3年度統計法施行状況報告（暫定版）	<p>本事項については、平成30年度統計法施行状況に関する審議において、以下の措置を採ることが望まれると指摘された。</p> <p>① 関係府省においては、主要構造統計調査だけでなく、短い周期で行われる統計調査も含め、改定後のガイドラインの適用に向けた検討を引き続き行い、審議の際に示された時期から適用を図ること。</p> <p>② 関係府省においては、消費税率変更前後の集計値の段差を回避するための情報提供等、報告者だけでなく、利用者にも混乱が生じないような対応を実施すること。</p> <p>③ 総務省においては、ガイドラインの適用状況等について適時フォローアップするとともに、関係府省におけるガイドライン適用に係る経験の蓄積も踏まえ、精度が確保される集計方法について、関係府省との間において、継続的に検討すること。</p> <p>これらの指摘事項については、令和元年（2019年）11月に設置した経済統計の体系的整備等に関するワーキンググループ等の場を通じて、今後、検討していく予定。</p> <p><関係府省における個別統計調査の取組は省略></p> <p>令和元年（2019年）11月に設置した経済統計の体系的整備等に関するワーキンググループの第4回会合（令和4年（2022年）3月開催）において、①報告者負担の軽減の観点から、報告者が記入しやすい方法を選択できる現行の方法を維持することが適当ではないか、②令和5年（2023年）10月にインボイス方式の導入により報告者の回答方法（税込か、税抜か）に変化が生じる可能性がある点に留意が必要ではないかといった点について、情報共有したところ。</p>

1 「統計調査における売上高等の集計に係る消費税の取扱いに関するガイドライン」について

1 - 1 消費税ガイドラインに係る検討経緯

ガイドライン策定前の状況

- 「原則、税込記入」及び「決算情報」型の統計調査においては、消費税込・税抜が混在した集計結果を公表
- 平成24年経済センサス-活動調査では税込補正した集計表を、法人企業統計調査では税抜補正した推計値を、それぞれ参考値として公表

税込記入

報告者に対して、統一的に消費税込での記入を求める統計調査

- 個人企業経済調査、科学技術研究調査 等

原則、税込記入

原則、消費税込で記入を求めるものの、税抜記入も許容する統計調査

- 経済センサス-活動調査、経済産業省企業活動基本調査 等

決算情報

決算値等の記入を求める統計調査

- 法人企業統計調査、学校基本調査 等

統計委員会の御指摘

- 調査段階で、消費税込と税抜とを完全に選別することは困難。集計段階での工夫により結果精度を高めることが必要【統計委員会による24年度施行状況報告審議】
- 今後の消費税率引き上げ等の動向を踏まえると、消費税込と税抜が混在した集計結果の提供は、経済規模の把握精度に支障を及ぼす可能性【統計委員会による第Ⅱ期基本計画案の諮問審議】


1 - 1 消費税ガイドラインに係る検討経緯




第Ⅱ期基本計画（平成26年3月25日閣議決定）

売上高等の集計に関する消費税の取扱い（消費税込、消費税抜の補正）について、検討の場を設け、早期に結論を得る

【総務省、関係府省。平成28年経済センサス-活動調査の企画時期までに結論を得る】



平成26年7月から産業関連統計WGにおける検討を開始



「統計調査における売上高等の集計に係る消費税の取扱いに関するガイドライン」
（平成27年5月19日各府省統計主管課長等会議申合せ）を策定

1 - 2 消費税ガイドラインの概要

1 適用範囲

- 原則、税込記入とするものの、税抜記入も許容している主要構造統計調査のうち、事業所母集団DBに調査結果を記録する統計調査を適用対象
(注：売上高等を決算値又は一律に税込で把握している統計調査を除く。)

2 適用時期

- 平成28年経済センサス-活動調査から適用を開始
- 同調査以降、他の統計調査についても順次適用

3 補正方法

- 売上（収入）金額については、税抜きで記入された個票に対して、内訳の額と合計額が一致する場合は税込補正した内訳を積み上げた額とし、一致しない場合及び内訳を把握していない場合は税抜の合計額に対し消費税率を乗じた額を加算
- 費用総額及び売上原価についても、費用項目の内訳を基に課税対象額を算出した上で、消費税率を乗じた額を加算 等 【詳細は、別紙①参照】

4 情報更新

- 補正を実施する品目及び業種については、その区分、課税・非課税の別等に係る最新の情報を、各調査で把握・確認し、情報を更新した上で補正を実施
- 上記の更新情報については、全府省で情報共有する仕組みを構築

5 結果公表

- 補正を実施した場合には、税込額に統一した集計結果を公表。詳細な補正を実施することが困難な統計調査については、税込・税抜の差異が分かる情報を参考提供
- また、補正を実施した場合は、補正の有無や方法等をHP等で提供

6 見直し

- 消費税を取り巻く情勢変化等を踏まえ、総務省政策統括官室（統計制度担当）を中心に、関係府省の協力を得て、ガイドラインの見直しを適切に実施

税率変更や軽減税率の導入に対応するための改定を実施【詳細は、別紙②参照】
(平成29年3月29日改定。令和元年10月1日施行)

1 - 2 消費税ガイドラインの概要 別紙① (補正方法)

○ 売上 (収入) 金額、業種別収入

○ 売上 (収入) 金額、業種別収入の合計額

【売上 (収入) 金額の内訳の計と合計額が一致する場合】

・ **売上 (収入) 金額 (税込) の合計額** = 税込補正した内訳の計

【売上 (収入) 金額の内訳の計と合計額が一致しない場合、内訳がない場合】

・ **売上 (収入) 金額 (税込) の合計額** = 税抜の合計額 × (1 + 税率)

○ 売上 (収入) 金額、業種別収入の内訳項目

【輸出あり品目の場合】

・ **内訳項目の税額** = (内訳項目の税抜額 - 内訳項目の直接輸出額) × 税率

(※直接輸出とは、輸出を行う者が他国に所在を置く輸入を行う者に直接販売することをいう。輸出時の消費税は免税となるため、消費税額算出の際は差し引いて計算)

・ **直接輸出額の合計** = 売上 (収入) 金額の合計額 × (当該企業・事業所の) 直接輸出比率

・ **内訳項目の直接輸出額** = (内訳項目の税抜額 ÷ 輸出がある品目の合計額) × 直接輸出額の合計

【輸出なし品目の場合】

・ **内訳項目の税込額** = 税抜額 × 税率

○ 売上原価及び費用総額

・ **売上原価の税額** = (税抜額 - 非課税の費用内訳の計) × 税率

・ **費用総額の税額** = (税抜額 - (売上原価 + 非課税の費用内訳の計)) × 税率 + 売上原価の税額

※ただし、卸売業、小売業については、非課税の費用内訳は設けない。

【売上原価に含まれる非課税費用の比率が明らかでない場合】

売上原価の税額 = (税抜額 - 非課税の費用内訳の計 × (売上原価 ÷ 費用総額)) × 税率

1 - 2 消費税ガイドラインの概要 別紙① (補正方法)

	売上額 (税抜)	直接輸出の有無	適用税率等	直接輸出比率
品目A	600	あり	課税 (標準税率)	/
品目B	300	あり	課税 (軽減税率)	
品目C	100	なし	課税 (標準税率)	
品目D	200	なし	非課税	
売上計	1,200	-	-	25%



以下の補正方法により売上額を税込に補正

① 直接輸出額の算出	売上計 : $1,200 \times 0.25 = 300$
② 「直接輸出あり」の品目の売上高の比率で①の直接輸出額を按分	品目A : $600 \div (600 + 300) \times 300 = 200$ 品目B : $300 \div (600 + 300) \times 300 = 100$
③ 品目ごとに課税対象の売上額を算出し、税率を乗じること消費税額を計算 (※輸出時の消費税は免税されるため、課税対象の売上額から控除)	品目A : $(600 - 200) \times 0.10 = 40$ 品目B : $(300 - 100) \times 0.08 = 16$ 品目C : $100 \times 0.10 = 10$ 品目D : 0

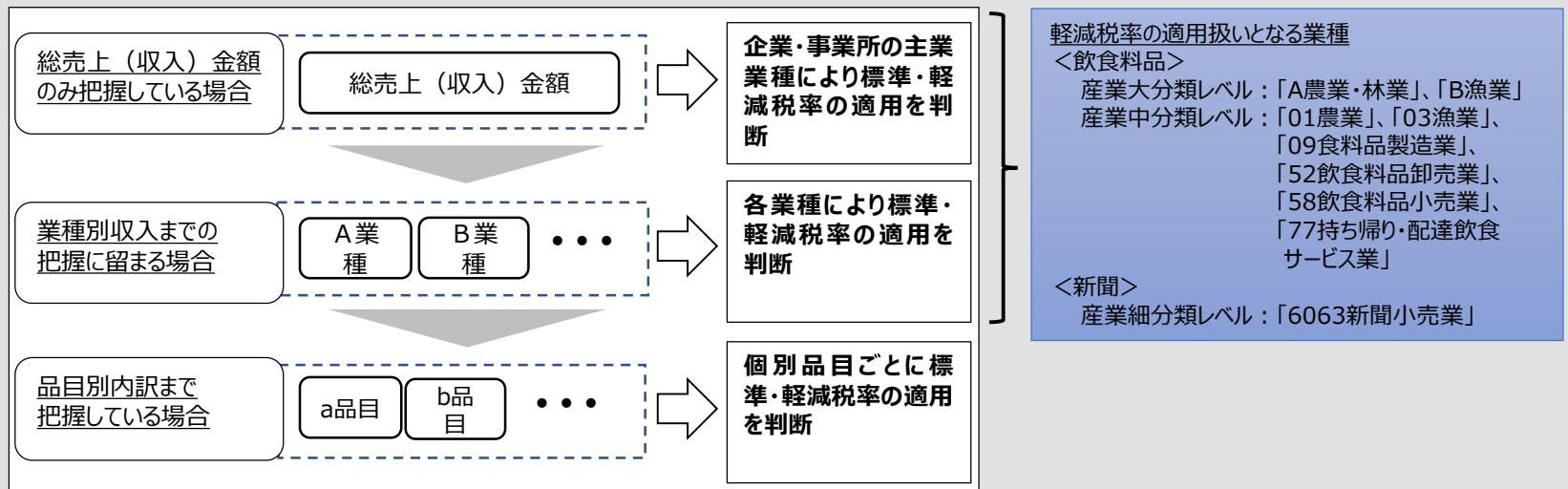
1 - 2 消費税ガイドラインの概要 別紙②改定後のガイドライン

1 税率変更への対応（調査対象期間中に税率変更が行われる場合）

- 1 月次売上高等を把握している場合は、税率変更時点の前後に分けて、それぞれ新旧税率を乗じて補正する。
- 2 月次売上高等を把握していない場合は、年間の売上高を税率変更時点前後の月数によって按分し、それぞれに新旧税率を乗じて補正する。

2 軽減税率導入への対応

1 売上高に関しては、調査で把握しているレベル（品目別・業種別・総売上高）に応じて、軽減税率の適用可否を判断



- 2 費用の売上原価については、現行の補正方法の枠組みを踏襲しつつ、課税対象額に対して乗じる税率は、業種（主業）によって軽減税率が標準税率のどちらかを選択する。（⇒主業業種が産業中分類「52飲食料品卸売業」、「58飲食料品小売業」の場合のみ軽減税率を適用）

1 - 3 消費税ガイドラインの適用状況

《調査票に記入する際の消費税の取扱いが、「原則、税込記入」等となっている主要な統計調査》

所管府省	統計調査名	周期	ガイドラインの適用状況	適用開始時期 (調査実施年)	事業所母集団 データベースへの記録	備考
総務省、 経済産業省	経済センサス-活動調査	5年	適用済	平成28年調査	○	
	経済構造実態調査	年	適用済	令和元年調査	○	
総務省	経済センサス-基礎調査	1回 限り	適用済	令和元年調査	○	
	サービス産業動向調査	月	適用済	平成30年1月 分調査	○	消費税込みの補正 を行った参考表を集 計・公表
厚生労働省	薬事工業生産動態 統計調査	月	適用済	平成31年1月 分調査		「原則、税込記入」 ではなく、任意選択 で実施
経済産業省	経済産業省企業活動 基本調査	年	適用済	平成30年調査	○	令和4年調査以降 は決算値を集計・公 表する予定
	中小企業実態基本 調査	年	適用済	令和2年調査	○	令和4年調査以降 は決算値を集計・公 表する予定

1 - 3 消費税ガイドラインの適用状況

《売上高等を決算値又は一律に税込で把握している主な統計調査》※ガイドラインの適用対象外

所管府省	統計調査名	周期	調査票に記入する際の消費税の取扱い		事業所母集団データベースへの記録
			税込記入	決算情報	
総務省	個人企業経済調査	年(注)	○		○
	科学技術研究調査	年	○		○
財務省	法人企業統計調査	半年、四半期		○	○
文部科学省	学校基本調査	年		○	○
農林水産省	農林業センサス	5年	○		○
	漁業センサス	5年	○		○
	農業経営統計調査(営農類型別経営統計)	年		○	
	〃(農畜産物生産費統計)	年	○		
経済産業省	経済産業省生産動態統計調査	月	○		
	商業動態統計調査	月	○		○
	特定サービス産業動態統計調査	月	○		○
	ガス事業生産動態統計調査	月	○		
国土交通省	建設工事施工統計調査	年	○		○
	建設工事受注動態統計調査	月	○		

(注) 個人企業経済調査の四半期調査(動向調査票による調査)は平成30年度に実施した調査をもって終了している。

2 一次統計調査における税抜額記入の導入について

2-1 消費税の税抜額記入の導入について

一次統計調査において売上高等の税抜額のみを把握することについて

- 本課題は、基本価格表示による産業連関表の作成にも資する観点から、一次統計調査での税抜額の統一的な取扱いの方向性を令和8年（2026年）経済センサス-活動調査を見据えつつ検討するもの

※ 「基本価格表示」とは、税込の取引額から間接税（消費税等）を抜き、補助金を加えたものとされる

産業連関表及び国民経済計算の検討状況

- 総務省では、平成27年産業連関表の生産者価格表示表から、生産者が支払う税（生産物に課される税）を控除し、生産者が受け取る補助金（生産物に対する補助金）を加算することで、基本価格表示表を推計し、公表
（公表資料：平成27年（2015年）産業連関表参考表について-基本価格表示、自社開発ソフトウェア等-）
https://www.soumu.go.jp/main_content/000718332.pdf
- 内閣府においても、産業連関表における参考表の作成方法を踏まえ、国民経済計算における基本価格のあり方について研究を実施

一次統計調査における検討

- 加工統計側の検討の動向を注視するとともに、必要に応じて、一次統計と加工統計の連携強化の観点から、一次統計調査における対応の可能性を検討

(参考) 第Ⅲ期基本計画（基本価格表示による産業連関表の作成等）

項目	内容
第Ⅲ期基本計画（別表）	<p>第2-1-(1)-ウ 国際比較可能性の向上等</p> <ul style="list-style-type: none">○ 間接税及び補助金に関する基礎データ並びに各種一次統計における間接税の取扱いを踏まえた基本価格表示による産業連関表の作成について、産業大分類より詳細な分類での次回表での実現を目指して検討する。国民経済計算作成の観点においても、産業連関表の作成作業における検討に積極的に関与しつつ、産業連関表の作成状況を踏まえ、次回基準改定での実現に向けた所要の検討を併せて実施する。 <p>担当府省：産業連関表作成府省庁、内閣府 実施時期：次回産業連関表作成時（令和元年度(2019年度)）までに結論を得る。 国民経済計算の次回基準改定までに結論を得る。</p>
令和3年度統計法施行状況報告（暫定版）	<p>基本価格表示による産業連関表については、「平成27年（2015年）産業連関表作成基本要綱」（平成29年（2017年）8月24日産業連関部局長会議決定）において、「平成27年表では、（中略）基本価格表示の参考表を公表する」と整理した。この整理に基づき令和元年（2019年）6月の「平成27年（2015年）産業連関表」の公表後、基本価格表示の参考表の作成に取り組んだ。【産業連関表作成府省庁】</p> <p>産業連関表における参考表の作成方法を踏まえ、国民経済計算における基本価格のあり方について研究を実施した。【内閣府】</p>

2-2 消費税の税抜額記入の導入についての検討の方向性

一次統計調査における把握方法について（現行）

- 企業・事業所を対象とした統計調査における売上高等の回答において、消費税の取扱いは、以下の検討結果を踏まえ、**税込みでの記入を勧奨しつつ、税抜きでの記入も可能**としている。

＜産業関連統計の体系的整備等に関するWGにおける結論＞

調査時に税込額又は税抜額で統一して売上高等を把握することについては、**①大企業は税抜記入の希望が多数、個人企業等は税込記入の希望が多数と、報告者によって記入しやすい方法が異なるため、統計調査における消費税の取扱いも異なっていること、②「報告者の負担を考慮しつつ検討を進める」という基本計画の記述を踏まえると、各調査の特性に応じ最適な把握方法を選択することが適当**であること等から、実現可能性は低いとの共通認識を得た。



今後の検討の方向性

- 報告者の負担を軽減しつつ、正確な回答を得るためには、**報告者が回答しやすい方法を選択できる現在の方法を継続することが適当**ではないか。
- 一方、**令和5年10月から、適格請求書等保存方式（いわゆるインボイス制度）が導入される予定**であり、同制度の導入により、報告者の負担感（消費税込みと抜きのどちらが回答が正確かつ容易か）に変化が生じる可能性もあり、状況を注視する必要あり。

(参考) 今後の消費税制度の見直し予定

- 消費税の仕入税額控除の方式が、適格請求書等保存方式に変更

	～令和5年9月 【区分記載請求書等保存方式】	令和5年10月～ 【適格請求書等保存方式】 (いわゆるインボイス制度)
帳簿	一定の事項が記載された帳簿の保存	区分記載請求書等保存方式と同様
請求書等	区分記載請求書等の保存	適格請求書 (いわゆるインボイス) 等の保存

【適格請求書等保存方式の開始により・・・】

- 適格請求書は、登録を受けた事業所のみが交付できる
- **適格請求書には、一定の事項を記載する必要がある**
(①適格請求書発行事業者の氏名又は名称及び登録番号、②取引年月日、③**取引内容 (軽減税率の対象品目である旨)**、④**税率ごとに区分して合計した対価の額 (税抜き又は税込み) 及び適用税率**、⑤**税率ごとに区分した消費税額等**、⑥書類の交付を受ける事業者の氏名又は名称)
- 登録を受けた事業所には、適格請求書を交付する義務が生じる
- **仕入税額控除の適用を受けるためには、適格請求書等の保存が必要**となる
- 税額計算の方法が変更される (積上げ計算、割戻し計算) (免税事業所からの課税仕入れについて仕入税額控除の適用不可)
- 登録を受けるためには、登録申請手続きが必要となる
- 公表サイトで、適格請求書発行時業者の公表事項を確認できる

出所：適格請求書等保存方式の概要-インボイス制度の理解のために- (令和3年7月 国税庁)

(参考) 今後の消費税制度の見直し予定

適格請求書の記載内容

- ① 適格請求書発行事業者の氏名または名称及び**登録番号**
- ② 取引年月日
- ③ 取引内容（軽減税率の対象品目である旨）
- ④ 税率ごとに区分して合計した対価の額（税抜き又は税込）及び**適用税率**
- ⑤ **消費税額等**（端数処理は1請求書当たり、税率ごとに1回ずつ）
- ⑥ 書類の交付を受ける事業者の氏名または名称

（下線の項目が、現行の区分記載請求書の記載内容に追加される事項）

(株) ○○御中		請求書
11/1	牛肉 ※	5,400円
11/2	小麦粉 ※	2,160円
...		...
11/30	ビール	6,600円
※軽減税率対象		合計87,200円
		うち消費税 7,200円
(10%対象	40,000円	消費税4,000円)
(8%対象	40,000円	消費税3,200円)
		△△ (株)
		登録番号 T1234567890123

出所：国税庁ホームページから抜粋